

広島県告示第八百三十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
小琴地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二号を昭和五十三年三月二十日広島県告示第二百三十一号（以下「告示」といふ。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱二号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は「告示」で指定した土地に存する標柱四号と同一とし、標柱二号は「告示」で指定した標柱三号と四号を結んだ線上とする。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
豊田郡	大崎上島町	東野	小琴島	三番六	標柱一号
				一一三三八番一	標柱二号、三号及び四号
				三番一〇	標柱五号及び六号
				三番五	標柱七号